

久喜市都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則の一部を改正する規則

久喜市都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則（平成２２年久喜市規則第２０７号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「次に掲げる」を「次の各号に掲げる」に改め、「建築の用に供する目的で行う開発行為」の次に「（当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和３６年法律第１９１号）第１２条第１項又は第３０条第１項の許可を要するものを除く。第１３条において同じ。）」を、「建設の用に供する目的で行う開発行為（」の次に「当該開発行為に関する工事が当該許可を要するもの及び」を、「除く」の次に「。第１３条において同じ」を加える。

第１３条第１項中「（開発区域の面積が１ヘクタール以上のものを除く。）」を削る。

第１９条中「立入検査証（様式第２７号）」を「立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書（様式第２７号）」に改める。

様式第２７号を次のように改める。



附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。